

山 監 第 N 3 1 0 4 - 5 号  
平成 2 8 年 (2016 年) 8 月 9 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

記

平成 2 7 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(文化・スポーツ振興部 ((旧) 成長戦略室))

問 題 点	改 善 措 置
(1) 行政財産管理について ア 電気料の算定に一部誤りがある。関係法令等に基づき、適切に処理されたい。  【文化振興課 ((旧) 文化会館)】	自販機設置に係る電気料の算定に当たっては、関係法令等を遵守するとともに算定基礎を明確にした上で算出し、適切に事務処理をします。 また、超過納入をされた電気料については、直ちに還付処理 (合計 1 3 円還付) をしました。